

令和3年度介護報酬改定 Q&A（全国老施協版／令和3年3月25日版）

本Q&Aは、全国老施協ホームページの「JS-Web110」を通じてお寄せいただいた令和3年度介護報酬改定に関する質問を厚生労働省に照会し、いただいた回答を整理したものです。厚労省からの回答は、全国老施協に個別に回答されるものや、厚労省版のQ&Aによって回答されるものもあり、いずれも最終的にはJS-Web110の回答欄から回答をお返しいたしますが、本シートは取り急ぎ類似のテーマごとに分類して取り急ぎ回答をお示しするものです。一部「介護保険報酬改定ニュースレター」の「先取りQ&A」において事前にお示ししているものもあります。

No	サービス	項目	質問内容	厚労省回答
9	特別養護老人ホーム	安全対策体制加算	安全対策体制加算が適用される時期はどのタイミングか。研修受講・部門設置・体制整備のいずれか、または全てが満たされた日付からとなるか？	全ての要件を充足する状態で、新規入所者を受け入れる場合に加算が適用されます。
24	特別養護老人ホーム	看護体制加算	特養の看護師は、機能訓練指導員との兼務を認められているところですが、この場合（専従の機能訓練指導員がない）、看護体制加算Ⅰ・Ⅱの取得は可能でしょうか。 無論、個別機能訓練加算は取得しません。	看護体制加算Ⅰは、常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定が可能であり、機能訓練指導員との兼務をしても、当該要件は満たします。また、常勤ではない場合でも、看護職員として勤務する時間については、看護体制加算Ⅱの要件である常勤換算に算定することは可能です。
25	特別養護老人ホーム	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算等の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、委員会設置等の5要件について少なくとも3か月以上試行し、当該委員会が安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとされているが、見守り機器やICTは既存のものでもよいか。また、既に安全が確認できているのであれば委員会の設置等の要件は省略可能か。【ニュースレターNo9】	見守り機器やICTは既に導入済みのもも算定対象と考えています。また、少なくとも3か月間以上試行すべき5要件については、安全面等を考慮し省略は困難と考えています。

No	サービス	項目	質問内容	厚労省回答
26	特別養護老人ホーム	従来型特養の夜勤配置緩和	<p>宿直職員配置要件の緩和について。 特別養護老人ホームについては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日付け社施第107号社会局長・児童家庭局長通知）により、夜間の防火管理体制を充実させるため、「夜勤職員（直接処遇職員）とは別に、宿直者を必ず配置すること」とされているが、夜勤職員の配置状況の実態を鑑み、平成27年4月より、介護保険法に基づき介護老人福祉施設の指定を受けた特別養護老人ホームにおいて、その最低基準を上回る数の夜勤職員（介護職員又は看護職員）を配置し、かつ、そのうちの1人以上を夜間における防火管理の担当者として指名している場合、当該時間においては、宿直職員を配置することと同等以上に夜間防火管理体制が充実していると認められるため、夜勤者とは別に宿直者を配置することは要さないこととしている。</p> <p>（参考）「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（V.011）」 【問】夜勤職員配置加算を算定していれば、宿直員を配置しなくてもよいか。 【答】夜勤職員配置加算の算定の有無にかかわらず、現に夜勤職員が加配されている時間帯については、宿直員の配置が不要となるものである。 【問】「夜間における防火管理の担当者」は、消防法に基づく防火管理者資格などの資格を保有している必要があるか。また、どのような役割が期待されるのか。 【答】防火管理者の資格を特段求めるものではない。なお、緊急時等に「防火管理の担当者」に求められる役割は、宿直員と同様である。</p> <p>上記内容を踏まえて、4月からの報酬改定で、従来型特養は、見守り機器やICTの導入で60人定員で配置基準での夜勤者は1.6人となると理解している。そして、夜勤職員配置加算を取得するとなると1.8人の配置となると考えているが、その際に、夜勤職員配置加算を取得しつつ、引き続き、宿直職員を配置しない場合、2名の夜勤職員配置で問題ないか。現に夜勤職員が加配されている時間帯に、1.8人よりも0.2人上回る2.0人であるというのが、私見である。</p>	<p>見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の従来型介護老人福祉施設における夜間の人員配置基準は、定員60名の場合には1.6人以上となります。また、見守り機器の入所者数に占める導入割合が100%の場合、夜勤職員配置加算の算定にあっては0.8人の加配で足りることとなります。したがって、これらを同時に満たす夜勤職員の配置を行っていただく必要があります。なお、当該場合であっても、夜勤職員が加配されている時間帯については、宿直職員の配置は不要となります。</p>

No	サービス	項目	質問内容	厚労省回答
27	特別養護老人ホーム	準ユニットケア加算	<p>当施設の多床室(4人部屋)は、中廊下を挟んで左右に2部屋ずつ配置されており、中廊下及び隣室との仕切りが障子になっていることから個室的なしつらえになっているということで、2つのユニット(入所定員各16人のところを12人にして)において平成30年8月1日から準ユニットケア加算を算定していたが、職員の採用増に伴って入所者数を増やしたことから、平成31年4月30日をもって算定を終了したところである。</p> <p>しかるに、4月の介護報酬改定に伴い、ユニット型特養の定員については、これまで「1のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。」とされていたものが、「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。」と基準省令が改正されるとのことである。</p> <p>以前準ユニットケア加算を算定していた2つのユニットの現在の入所者数は、16人と12人になっており、これを4月以降各14人に再編して、以前と同じように準ユニットケア加算の算定基準を満たす人員配置を行った場合、厚生労働大臣が定める施設基準52のイでは、「12人を標準とする準ユニットにおいてケアを行っていること。」となっており、あくまでも標準としていること、さらに、ユニット型特養における1ユニットの定員に関する基準省令が上記のように改正されるのであれば、2つのユニットの入所者数が各14人であれば「15人を超えないものとする。」を満たすので、準ユニットケア加算の算定が可能と考えるが、いかがか？</p>	1ユニットの入居定員の上限を15名と明確化しましたが、準ユニットの標準についての見直しは行っておりません。